

輪島市監査公表第 26 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 29 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月21日（水） 総務課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 職員の衛生管理面で「復職プログラムの活用」など、休職者のメンタル面でのケアにも十分に配慮した取り組みが行われている。職員が心身ともに健康な状態で職務に専念し、市民サービス向上に努める事が出来るように、引きつづき、全課の職員体制の状況を把握し、各種業務が効率的・迅速に執行されるような環境づくりに努められたい。
- 不当な時間外勤務手当が支給されたり、仕事の量が過多になったりしないように、各担当課長が職員の勤務状況や勤務形態をチェックし課内の調整を図るように今後も引き続き指導されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。